

【高校生チャリプロ】 自転車交通安全テスト（令和7年度）

■ 以下は、法律等に定められている自転車の交通ルール等に関する記述ですが、その正誤について回答してください。

- 1 自転車は、自動車や原動機付自転車と構造が異なることから、法律上の「車両」には含まれない。
- 2 自転車で信号無視や一時不停止などの交通違反をした場合、高校生でも交通取締りの対象となる。
- 3 自転車に乗る時の基本的なルールとして自転車安全利用五則があり、その一つに「夜間はライトを点灯」がある。
- 4 自転車は、車道や歩道を、どちらでも自由に通行することができる。
- 5 自転車で歩道を通行できる場合、歩行者の通行を妨げることとなる時には、徐行（すぐに止まれる速度で進行）しなければならない。
- 6 自転車で歩道を通行できる場合、歩道の中央から車道寄りを通行しなければならない。
- 7 自転車で車道の右側を通行しても、交通違反にはならない。
- 8 対面信号機が青色の時、自転車は、直進・右折・左折をすることができる。
- 9  写真のような『歩行者 自転車専用』の信号機がある交差点では、自転車は、車道、歩道のいずれを通行していても、この信号機に従わなければならない。
- 10 自転車は、自分が進む方向の信号が青の場合は、他者よりも優先されるので、他の車両や歩行者を気にする必要はない。
- 11  この標識は一時停止を義務づけているものであるが、自動車や原動機付自転車などが対象であり、自転車は含まれない。

- 12 自転車であっても、左右が見えにくい交差点では、徐行で通行しなければならない。

- 13  写真のような自転車道が設けられている場所では、自転車は自転車道を通行しなければならない。

- 14  写真のような普通自転車専用通行帯がある車道では、自転車は普通自転車通行帯を通行しなければならない。

- 15  写真のような横断歩道と自転車横断帯が設置されている場所では、自転車は自転車横断帯を通行しなければならない。
- 16 自転車横断帯があったとしても、自転車で車道を通行している場合、車道を通行してよい。
- 17  自転車で交差点を右折する時は、対向車両に注意しながら、左図にあるとおり、最短距離で素早く交差点から出なければならない。
- 18 傘を差しながらの自転車の運転は、不安定で危険であるから、徐行しなければならない。
- 19 道に迷ったのでスマートフォンで地図を見ながらゆっくりと自転車を運転してもよい。
- 20 耳をふさいでいなくても、周囲の音が聞き取れない大音量で音楽等を聴きながら自転車を運転してはいけない。
- 21 交通量の少ない道路では、自転車の二人乗りをしてもよい。
- 22 自転車や歩行者がいない道路では、2台までであれば自転車で並んで通行してもよい。
- 23 夜間、街灯が設置されている道路では、自転車のライトを点灯しなくてもよい。
- 24 自転車で信号無視等の交通違反を、3年以内に2回以上行った場合、自転車運転者講習制度を受けなければならないが、高校生もその対象となる。
- 25 自転車で他の車両を妨害する目的で、わざとベルをしつこく鳴らしたり、割り込んだりする行為は迷惑行為であるが、交通違反とまではならない。
- 26 自転車運転者講習の受講命令に従わなくても、処罰されることはない。
- 27 自転車乗用中の死亡事故では、頭部が致命傷となったものが半数以上を占めていた時期があり、命を守るためにはヘルメット着用が大切であることから、2023年4月1日、自転車に乗車する全ての人にヘルメットの着用が努力義務化された。
- 28 自転車同士の交通事故の場合は、相手と話をしてお互いに納得できた場合に限り、警察に事故の届出をしなくてもよい。
- 29 高校生でも自転車による加害事故で高額な賠償責任を求められた事例がある。
- 30 兵庫県は、条例で全ての自転車利用者に自転車損害賠償保険等への加入を義務付けている。